

平成 27 年 1 月 24 日
東京二十三区清掃一部事務組合

世田谷清掃工場の試験焼却状況について

東京二十三区清掃一部事務組合では、世田谷清掃工場の作業環境におけるダイオキシン類の濃度測定結果が第 3 管理区域になったことを受け、作業環境の回復に取り組んでいます。

この度、2 号炉の試験焼却中における作業環境測定結果が第 1、第 2 管理区域となりましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 作業環境測定結果

2 号炉試験焼却期間 11 月 6 日～25 日

(1 号炉は 11 月 17 日から通常稼働しています。)

試験焼却中の作業環境測定結果

サンプリング日	サンプリング場所	測定値 (pg-TEQ/m ³)	管理区域の評価
11 月 24 日	炉室 5 階	1.2	第 2 管理区域※
11 月 24 日	炉室 3 階	0.80	第 1 管理区域
11 月 24 日	炉室 1 階	0.18	第 1 管理区域
11 月 24 日	炉室地下 1 階	0.13	第 1 管理区域

※炉室 5 階は、測定値が 1.2 pg-TEQ/m³ (粒子状 0.37、ガス状 0.81) で第 2 管理区域の評価でしたが、ガス状の測定値が 0.81 pg-TEQ/m³ であり、1pg-TEQ/m³ 未満であるため、第 1 管理区域と同じ通常の保護具で対応できます。(ダイオキシン類ばく露防止対策要綱より)

2 今後の予定

2 号炉稼働時 (1 号炉：通常稼働、2 号炉：試験焼却) の作業環境測定結果から、通常の保護具での作業が可能となりましたので、1 号炉は通常稼働していきます。

ただし、2 号炉の試験焼却に伴い一部で第 2 管理区域となっており、「改善の余地がある」との判定 (別紙) であることから、2 号炉については再点検等実施後の 12 月中旬、十分な経過監視を行いながら再度試験焼却を行う予定です。

なお、これまで、仮設で対応していた機器類の囲い込み等は、定期点検補修期間 (平成 28 年 1 月～3 月) に本設化していくとともに引き続き作業環境の回復に取り組んでいきます。

【問合せ先】

施設管理部施設課

03-6238-0841

〈参考〉

管理区域と保護具の選定

管理区域	管理状況の判定	保護具
第1	適切	防じんマスク（通常の保護具）
第2 (ガス状 < 1pg-TEQ/m ³)	改善の余地がある	防じんマスク（通常の保護具）
第2 (1pg-TEQ/m ³ < ガス状)		防じん防毒マスク、不透性保護衣
第3	適切でない	エアラインマスク、不透性保護衣

ダイオキシン類ばく露防止対策要綱より作成